

予防歯科メンテナンス実施細則

この細則は、三井健康保険組合健康診査等補助金支給規程第2条に規定する「予防歯科メンテナンス」の実施方法及び補助金の申請手続等について定める。

なお、本細則における年度は、4月1日～翌年3月31日の間とする。

(支給要件)

第1条 補助金の支給要件は次のとおりとする。

- (1) 受診日に資格を有している被保険者又は被扶養者であること
- (2) 第3条に規定する指定項目のいずれか又は双方を受診していること
- (3) 請求書類が受診年度の翌年度5月31日までに組合に到着していること

(実施機関)

第2条 実施機関は次のとおりとする。

日本国内の組合指定機関

(指定項目)

第3条 指定項目は次のとおりとする。

項 目	備 考
予防歯科メンテナンス	
唾液検査 (サリバテスト)	

(補助金の額及び支給回数)

第4条 指定項目に対する補助金の額は次のとおり (100円未満切捨て) とし、支給回数は1年度につき4回を限度とする。

補助金の額	補助金の上限額
指定項目に対する費用 (税込) の70%	10,000円

(実施方法)

第5条 予防歯科メンテナンスの実施方法は次のとおりとする。

- (1) 受診希望者は直接、組合指定機関に予防歯科の初診からメンテナンスまでの流れ及び費用負担 (保険診療又は保険外診療のいずれか) について確認をしたうえで申し込む。
- (2) 受診後、組合指定機関窓口で指定項目費用の全額を支払い、保険診療・保険外診療の区分、受診した項目と項目毎の金額が記載された領収書の発行を受ける。
- (3) 「予防歯科メンテナンス補助金請求書」に必要事項を明記のうえ、上記(3)の領収書を添付し、事業所を経由して (任意継続被保険者は直接) 組合に補助金請求を行う。
- (4) 組合は(3)により請求のあった補助金について確認のうえ、事業所経由で (任意継続被保険者は直接) 被保険者宛に補助金を支払う。

(補助対象外)

第6条 次の各号のいずれかについては補助の対象としない。

- (1) 指定項目以外の項目
- (2) 保険診療に該当する部分
- (3) 第5条で規定する必要書類に不備がある場合
- (4) 組合指定機関以外で受診した場合

附 則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 30 年 4 月 1 日施行の「予防歯科メンテナンス実施細則」は廃止する。